

当別町高齢者保健福祉計画 当別町介護保険事業計画



< 概要版 >

第4期（平成21年度～平成23年度）

当 別 町

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	将来人口等の推計	2
3	基本理念	3
4	基本目標	4
5	基本目標に対する施策の方向	5
6	施策の体系	9
7	介護保険給付に係る費用の見込みと保険料	15



1 計画策定の趣旨

(1) 背景

介護保険制度は、急速に進行する高齢化社会の中で高齢者が安心して生活できるよう、保健、医療や福祉サービスの総合的・一体的な提供システムを確立し、社会全体で介護を支えていく仕組みとして平成12年度に発足しました。

長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉をいかに構築するかという極めて重要な課題に対して、当別町でも「思いやりと生きがいを感じられるまちづくり」を基本理念とした「当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を平成12年度より策定し、平成18年度～平成20年度を計画期間とする第3期計画では、国の定めた新たな予防重視型システムへの転換や地域密着型サービス等を開始し、各種施策に取り組んでまいりました。

これに続く第4期計画では、これまで同様2015年における高齢者介護の姿を念頭に、現行計画の推進状況を客観的に分析、評価し、平成26年度（第5期計画の最終年度）までの目標値を再設定した上で、平成23年度末で廃止される介護療養型療養病床等の再編成による介護給付費への影響等を考慮しつつ、高齢者が可能な限り在宅での生活（施設での生活でも在宅に近いものとしていく）を継続できるような施策の展開を考慮した計画とします。

(2) 法令の根拠

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、老人福祉事業の供給体制の確保等、当別町における高齢者の保健福祉事業の実施に関する計画です。

一方、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、当別町が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画であり、その内容が高齢者保健福祉計画に包括されるものであるため、計画期間も同一とし一体的に策定します。

(3) 計画期間

本計画は、第3期計画より3年を1期として見直すことが定められており、第3期（平成18年度から平成20年度まで）の策定に際して設定した平成26年度の目標に至る中間段階の位置づけという性格を有するものとして、平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とします。

2 将来人口等の推計

(1) 人口、被保険者数等の推計

人口については、住民基本台帳人口を基に推計しています。

65歳以上の人口については、総人口の減少傾向とは対照的に、平成21年度4,453人から徐々に増え、平成26年度4,964人と増加することが予想されます。

これに伴い、高齢化率については、平成21年度の23.3%から平成26年度には26.5%と上昇することが予想されます。

(単位：人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
推計総人口	19,110	19,041	18,972	18,766
65歳以上人口	4,453	4,555	4,657	4,964
前期高齢者数	2,319	2,363	2,407	2,542
後期高齢者数	2,134	2,192	2,250	2,422
高齢化率	23.3%	23.9%	24.5%	26.5%

(2) 要介護認定者等の推計

平成20年度から平成26年度における被保険者数、及び「要支援1」～「要介護5」までの要介護認定者数の合計は、下表に示すとおり徐々に増加する見込みです。

(単位：人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
被保険者数計	11,534	11,608	11,682	11,904
第1号被保険者 (65歳以上)	4,419	4,512	4,605	4,884
第2号被保険者 (40～64歳)	7,115	7,096	7,077	7,020
要支援1	80	83	85	90
要支援2	130	134	138	146
要介護1	154	157	159	163
要介護2	107	109	110	115
要介護3	93	94	95	96
要介護4	82	84	85	96
要介護5	84	86	87	93
合計	730	747	759	799

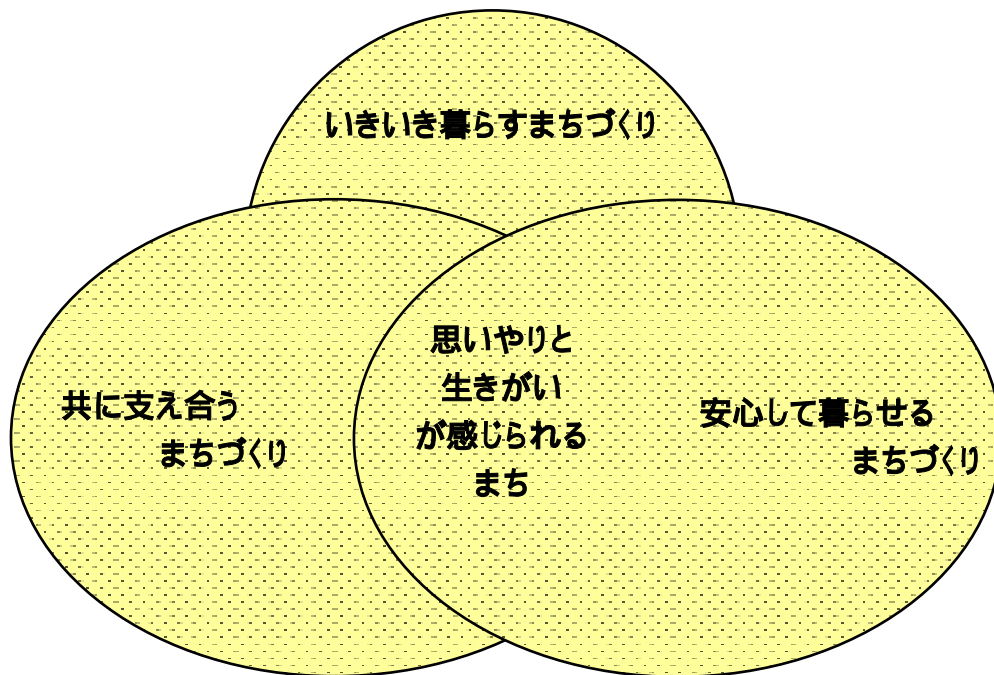
3 基本理念

これからの高齢社会を安心して迎えるため、当別町第5次総合計画や当別町地域福祉計画など関連上位計画との整合性を図りながら、本計画では以下を基本理念として事業を展開します。

思いやりと生きがいを感じられるまちづくり

当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

本計画では、ライフスタイルに応じて健康で生きがいのある生活を維持し、介護が必要になっても自立して地域で暮らすことができるよう、地域みんなで理解し支えあえるまちの創造を目指します。



「思いやりと生きがいを感じられるまち」の理念図

4 基本目標

1 いきいき暮らすまちづくり

高齢者が地域の中で、健康を維持しながら各自の体力に応じて働き、楽しみ、また自らの豊富な経験と知識を生かして積極的に社会参加をすることで、様々な形で地域社会に貢献することのできるまちづくりを目指します。

また、高齢者が介護が必要な状態になったり、状態が悪化しないよう介護予防に関する対策を積極的に推進します。

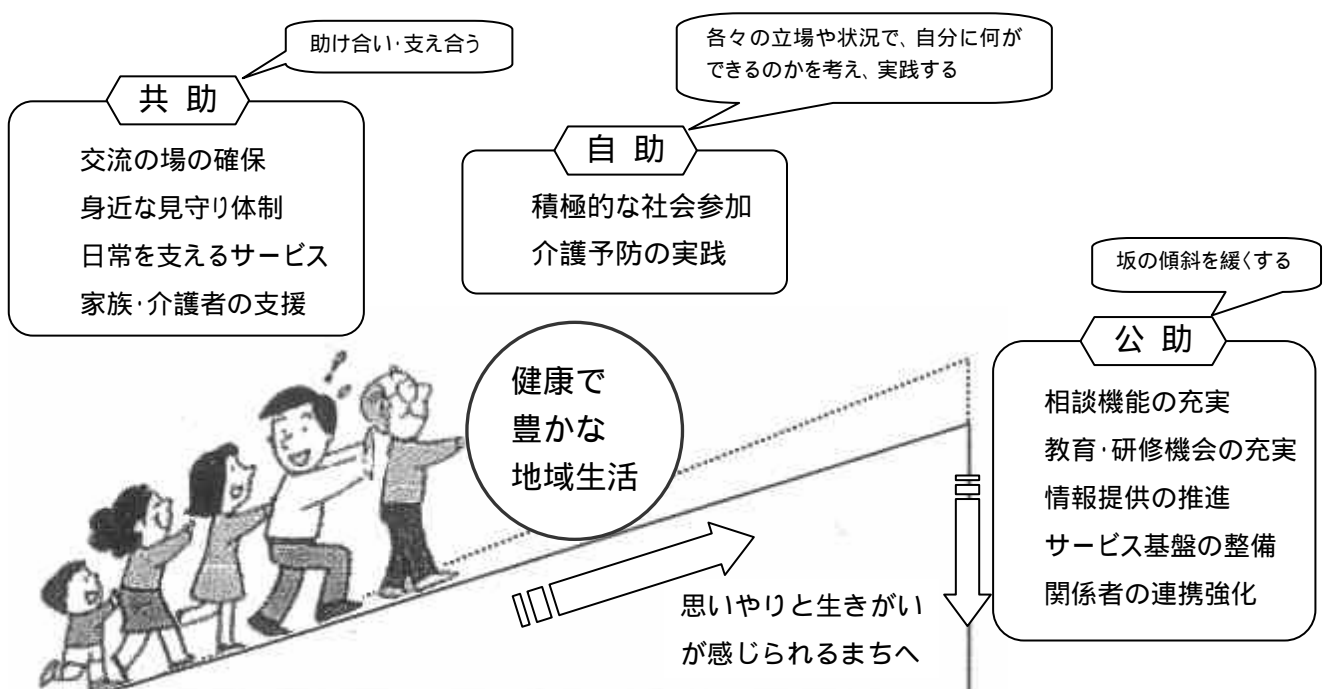
2 共に支えあうまちづくり

すべての住民が、あらゆる世代がお互いに関わり合い、助け合って生きているという「共生」の意識のもとに、身近な地域の見守り体制の充実に努め、生活全般にわたるきめ細かな支援を受けられるよう、「共に支えあうまちづくり」に向けた地域福祉の実現を目指します。

3 安心して暮らせるまちづくり

高齢者が介護が必要な状態になったり、認知症になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、在宅生活を支えるサービスの提供体制の整備に努めます。

また高齢者保健福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供するとともに、サービスの質の確保に努めます。



5 基本目標に対する施策の方向

基本目標1 いきいき暮らすまちづくり

(1) 高齢者の積極的な社会参加

高齢者が地域の中で自らの知識と経験を生かし、積極的に役割を果たしていけるような地域づくりを支援していきます。

このため、高齢者クラブ活動や生涯学習の機会の充実、就労やボランティア等による生きがいづくりとしての社会参加の促進等により、高齢者自身が地域づくりに参加し、活躍できるよう支援します。

(2) 介護予防の推進

高齢者自らが日々の暮らしの中で健康を管理し、転倒予防のための足腰の筋力アップや趣味の継続等を楽しみながら実践することが介護予防には効果的です。

そのため、高齢者が自ら健康に関する情報を収集・活用して積極的に研修会や講座などに参加し、心身の健康を維持し自立した生活が送れるよう支援します。

また、要支援の認定を受けた高齢者や特定高齢者（生活機能低下のある高齢者）等に対して、要介護状態になる前から連続性・一貫性を持ったマネジメントに基づく地域支援事業や介護予防事業を実施します。



基本目標2 共に支えあうまちづくり

(1) 交流の場の確保

身近な地域にある交流の場を積極的に活用できるよう、町内会の各種行事や閉じこもり予防事業等に、住民同士がお互いに声を掛け合い誘い合って、気軽に参加できるような環境づくりを支援します。

家族全員が揃って参加できたり、年齢を問わず交流できる場や機会を創出し、世代間交流の推進に努めます。

(2) 身近な地域の見守り体制づくり

町内会を単位とした災害時の安否確認の組織化が進む中で、そこで構築されるネットワークを日常の見守り活動に繋がられるような体制づくりを支援していきます。

また、日常の町内会活動を通じて身近な地域に住む住民同士がお互いに顔見知りになれるよう、様々な集いあう機会の確保を図ります。

ひとり暮らしや認知症高齢者が地域で安心して暮らせるよう、日常のちょっとした困難を身近な地域で支え合える、高齢者にやさしいまちづくりの推進と地域における見守り体制の充実に努めます。

(3) 日常を支えるサービス

ひとり暮らしになっても、安心して住み慣れた地域で自立して暮らし続けるためには、外出時における交通手段の確保等の生活環境の整備や、困った時に手伝ってもらえる人の存在やボランティアの協力等、やさしいまちづくりを目指すことが重要です。

共生型地域福祉ターミナルを拠点とし、ボランティアの支援を希望している方と支援できる方の情報を効率的に繋ぎ合わせられるようコーディネート機能の充実に努めます。様々な世代が気軽に参加できるボランティア活動の仕組みづくりを支援します。

(4) 家族・介護者の支援

認知症高齢者の抱える困難や在宅介護の大変さについて、より多くの住民に理解してもらうために、認知症サポーター養成講座の推進と「介護者と共に歩む会」の活動の周知を広げ、介護に不安を抱える家族への支援の充実に努めます。

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

(1) 相談機能の充実

地域包括支援センターが身近な相談窓口として、包括的・継続的なケアマネジメントや総合相談・支援を行います。

地域の様々な相談に対応できるよう、身近な相談者である民生委員・児童委員、福祉委員が地域で大きな役割を担っていることを周知するとともに、社会福祉協議会、地域包括支援センター、行政等がバックアップする体制を強化します。

また、認知症高齢者の在宅介護や家族に対する相談援助活動の推進、高齢者の権利擁護のための取り組みを推進します。

(2) 教育、研修機会の充実

健康や生きがいづくり、福祉や暮らしに役立つ制度などの地域の人々が知りたい、学びたい講座を、北海道医療大学や社会福祉協議会、NPO法人、町の職員等が講師となり地域の会館等へ出向いて実施する「健康福祉出前講座」を継続し、誰にでもわかりやすい健康・福祉教育の推進を図ります。

地域住民に対する認知症に関する正しい理解の普及と介護予防に関する知識の提供機会を充実します。

(3) 情報提供の推進

住民の目線に立ったわかりやすい情報が提供できるよう、介護サービスの具体的な内容が分かるパンフレットの配付や、介護や保健福祉サービスに関する情報に限らず、ボランティア活動のようなインフォーマルなサービスの情報等についても、広く提供に努めます。また、民生委員・児童委員や介護・福祉の専門職等に対し分野を超えた幅広い情報を提供し、各職務で効果的に活用できるような情報提供機会の確保に努めます。

(4) サービス提供の基盤整備

高齢者の在宅生活を支えるため、介護予防サービス、地域密着型サービス等における新たなサービスの提供について検討していきます。若年層へのサービス提供体制について、既存のサービスの見直しなど工夫しながら、適切なケアマネジメントにより調整します。介護保険施設については、在宅生活が困難な重度の高齢者を中心にサービス量を確保していくと共に、安心して生活できる場の確保に努めます。

サービスの質を確保し、利用者の選択が的確に行なわれるよう、サービスに関する情報提供や利用者からの苦情相談に対応する体制を強化します。

適切なサービスを提供するためには、利用者と事業者の調整役となる介護支援専門員の資質の向上が重要であるため、研修会や連絡会等を通じて活動を支援します。

また、介護サービス情報の公表やサービスの評価の実施など、適正なサービス提供体制の整備に努めます。

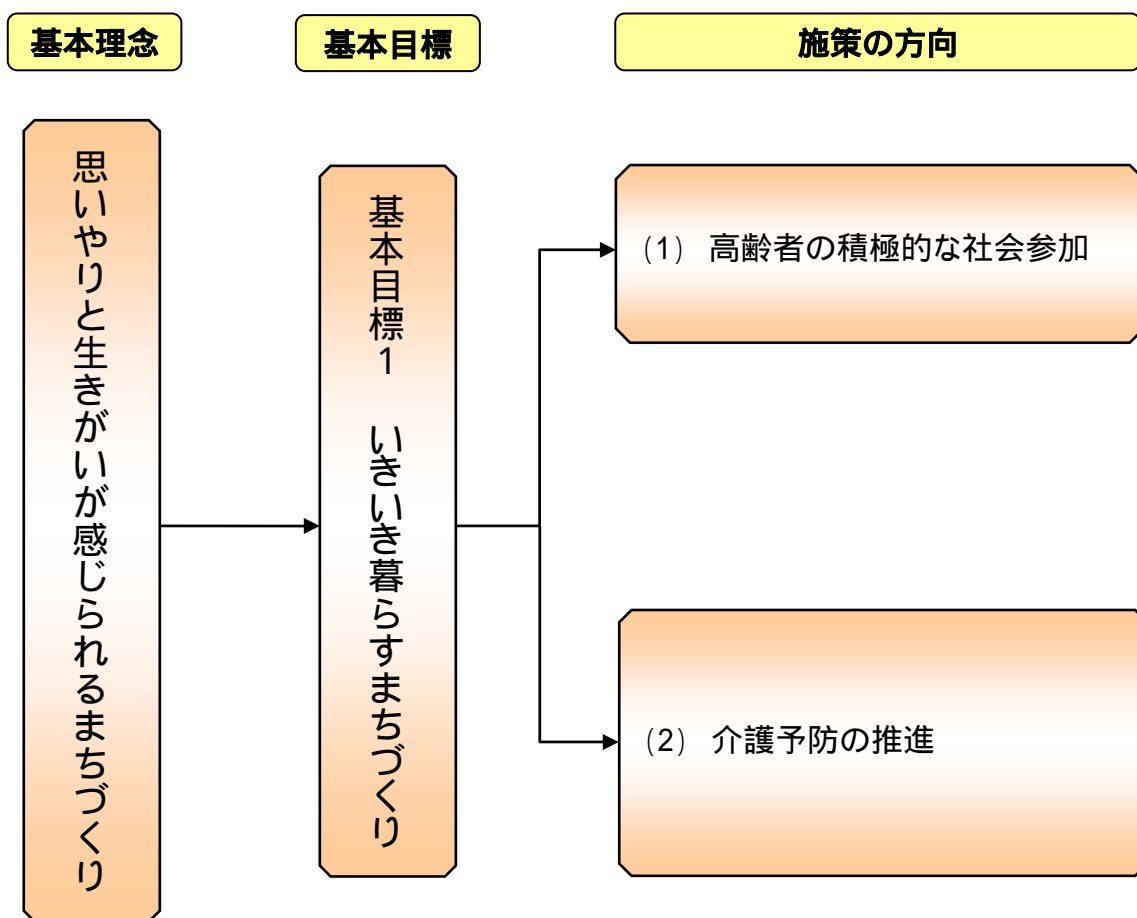
(5) 関係者の連携強化

高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らし続けていくことができるように、複雑多様化するニーズに対応し個々に適切なサービスを提供するため、保健、医療、福祉関係者やボランティアなど地域全体で高齢者の自立生活を支える体制を構築していきます。

サービスの総合的な調整や、高齢者に対し有効な保健福祉サービスを的確に提供するため、地域ケア会議の継続的な開催と内容の充実を図ります。



6 施策の体系



主要施策

6 - 3 高齢者の社会参加と生きがいづくり

- (1) ボランティア活動の推進
- (2) シルバー人材センター活動の充実
- (3) 高齢者クラブ活動の充実

6 - 2 高齢者の健康づくりの推進

- (1) 健康づくり活動の推進
- (2) 健康教育、健康相談機会の充実
- (3) がん検診、健康診査の推進
- (4) 感染症予防の推進

7 - 5 地域支援事業サービス

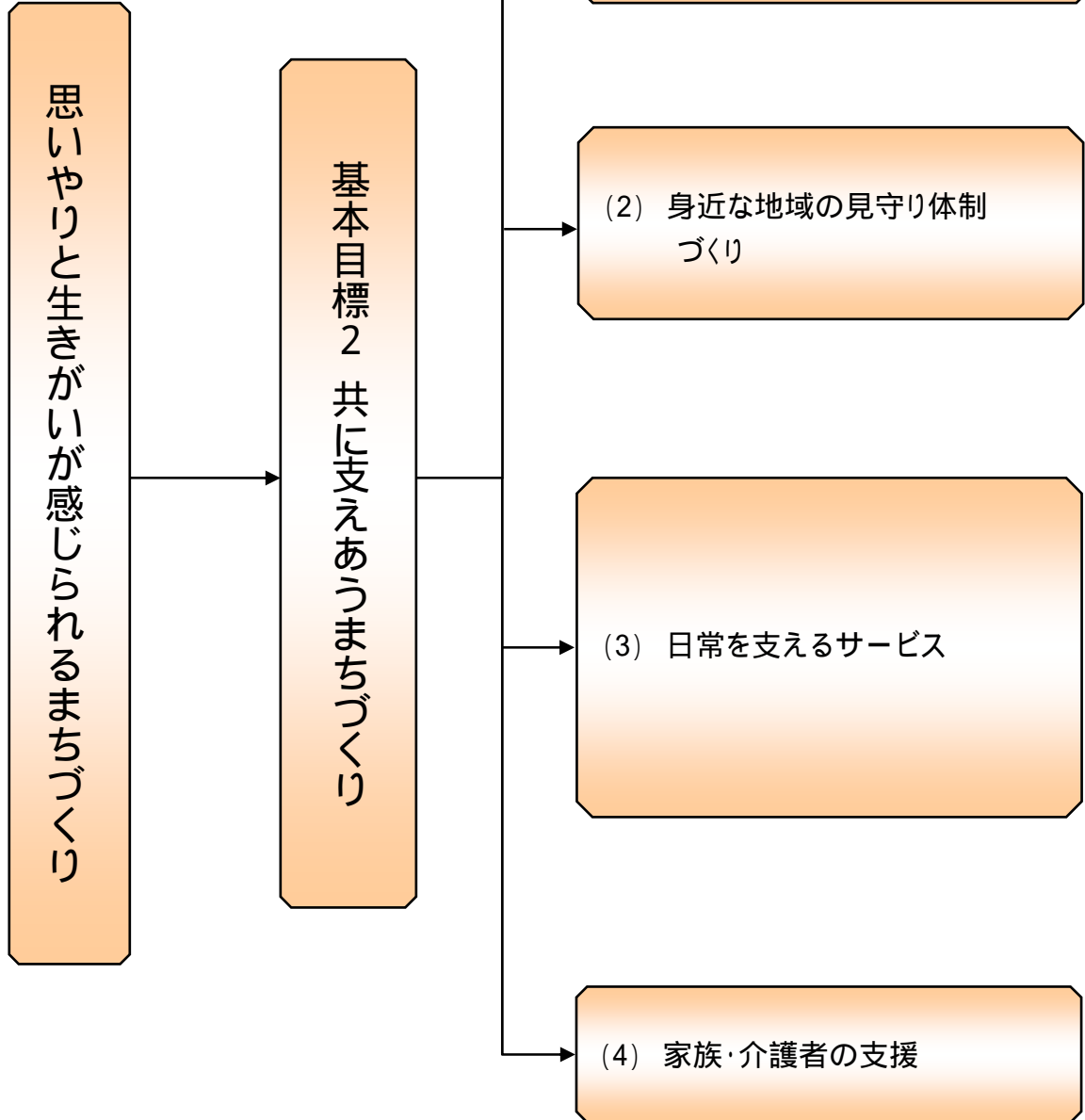
- (1) 介護予防事業
 - ・ 特定高齢者施策
 - ・ 一般高齢者施策
- (2) 包括的支援事業
 - ・ 介護予防ケアマネジメント



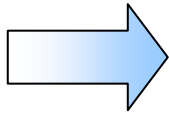
基本理念

基本目標

施策の方向

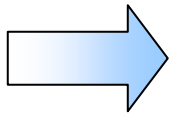


主要施策



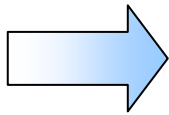
6 - 3 高齢者の社会参加と生きがいづくり

- (4) 交流の機会、生きがいづくりの支援
- ・ ふれあいスポーツ大会の開催
 - ・ 高齢者大学「ことぶき大学」の開催
 - ・ 当別町健康福祉出前講座の実施



6 - 5 地域で支えあう体制づくり

- (1) 社会福祉協議会の役割の推進
- (2) 民生委員・児童委員活動の推進
- (3) 高齢者虐待の防止
- (4) 災害時要援護者への支援



6 - 1 高齢者福祉サービス

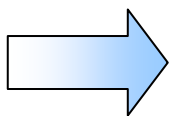
- (1) 施設サービス
- ・ 高齢者福祉センター
- (2) 在宅サービス
- ・ 除雪サービス
 - ・ 緊急通報サービス
 - ・ 配食サービス
 - ・ 外出支援サービス

6 - 3 高齢者の社会参加と生きがいづくり

- (1) ボランティア活動の推進

6 - 4 高齢者の生活環境の整備

- (1) 住宅相談体制の充実
- (2) 公共公益施設等のバリアフリー化
- (3) 地域公共交通の充実



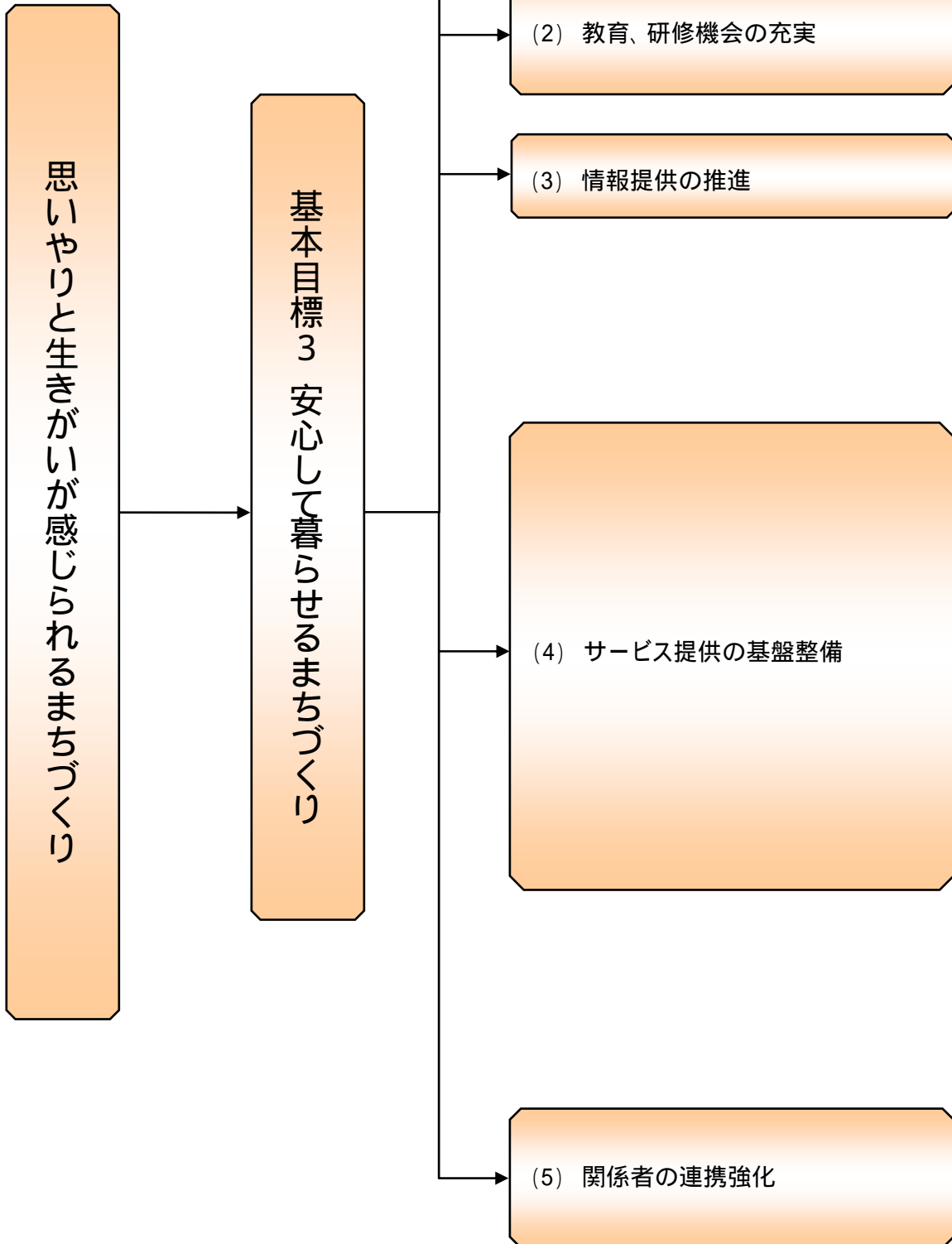
7 - 5 地域支援事業サービス

- (3) 任意事業
- ・ 認知症サポーター養成講座

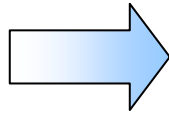
基本理念

基本目標

施策の方向



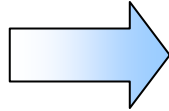
主要施策



7 - 5 地域支援事業サービス

(2) 包括的支援事業

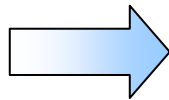
- ・ 総合相談支援
- ・ 権利擁護事業



6 - 3 高齢者の社会参加と生きがいづくり

(4) 交流の機会、生きがいづくりの支援

- ・ 高齢者大学「ことぶき大学」の開催
- ・ 当別健康福祉出前講座の実施



8 計画を円滑に推進するために

(1) 町民への広報、情報提供の推進

6 - 1 高齢者福祉サービス

(1) 施設サービス

- ・ 養護老人ホーム

7 - 2 居宅サービス

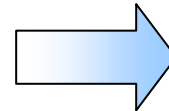
(1) 介護給付サービス

(2) 予防給付サービス

7 - 3 地域密着型サービス

7 - 4 介護保険施設サービス

7 - 5 地域支援事業サービス



(1) 介護予防事業

- ・ 特定高齢者施策
- ・ 一般高齢者施策

(2) 包括的支援事業

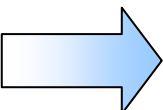
- ・ 総合相談支援
- ・ 権利擁護事業
- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ・ 介護予防ケアマネジメント

(3) 任意事業

- ・ 地域自立生活支援事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 認知症サポーター養成講座

8 計画を円滑に推進するために

(2) 計画の推進管理



7 - 5 地域支援事業サービス

(2) 包括的支援事業

- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

8 計画を円滑に推進するために

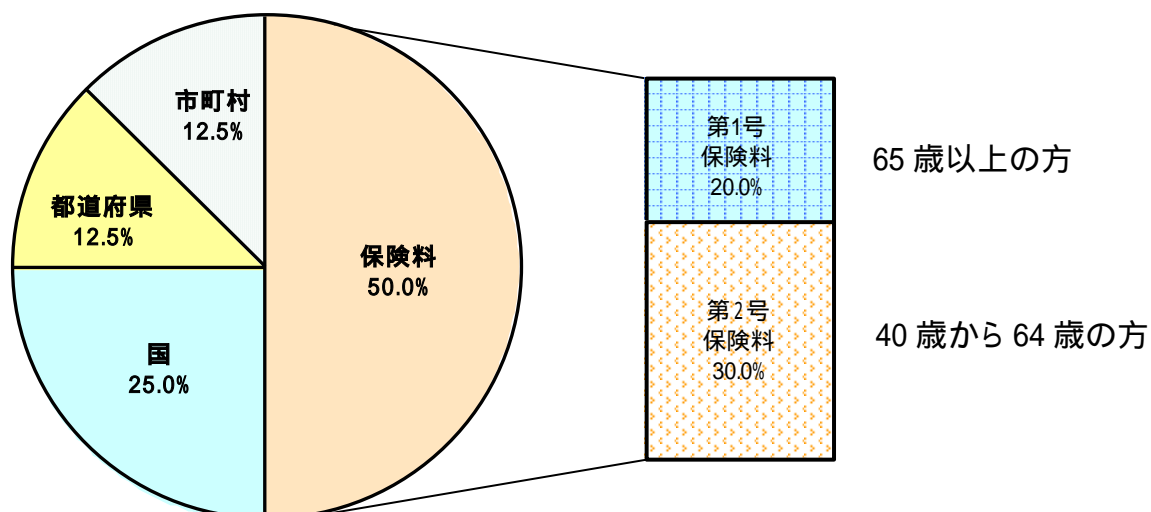
(3) 町民・関係機関等との連携及び協働の推進

7 介護保険給付に係る費用の見込みと保険料

(1) 保険給付の財源構成

保険給付の財源は、基本的に国及び都道府県並びに市町村の公費負担が50%、残りの50%が65歳以上の第1号被保険者と40歳～64歳の第2号被保険者が負担する保険料で構成されます。

第1号被保険者が負担する保険料と第2号被保険者が負担する保険料の割合は、全国平均で見た一人当たりの保険料額が第1号被保険者と第2号被保険者の間で同一水準となるよう、全国ベースの人数比率で決める仕組みとなっています。



(2) 介護保険サービス費用の見込み

介護保険サービス費用の算定基礎である介護報酬単価は、介護従事者の処遇改善を目的として平成21年度より3%上昇することとされており、その改定を加味した平成21年度から平成23年度までの介護保険サービス費用の見込み額は、次のとおりです。

介護給付費の推計(年額)		(単位：千円)		
区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
居宅サービス				
訪問介護	25,809	26,845	27,657	
訪問入浴介護	527	611	653	
訪問看護	30,747	32,035	33,266	
訪問リハビリテーション	0	0	0	
居宅療養管理指導	1,691	1,699	1,708	
通所介護	89,873	92,688	95,086	
通所リハビリテーション	14,173	14,949	15,537	
短期入所生活介護	15,268	16,150	17,457	
短期入所療養介護	3,469	3,542	3,548	
特定施設入所者生活介護	36,000	38,301	38,328	
福祉用具貸与	8,315	8,573	8,823	
福祉用具販売	696	752	812	
住宅改修	1,912	2,008	2,018	
居宅介護支援	26,828	27,652	28,362	
地域密着型サービス				
認知症対応型共同生活介護	68,166	71,927	75,465	
施設サービス				
介護老人福祉施設	186,421	186,880	188,380	
介護老人保健施設	220,257	221,177	233,941	
介護療養型医療施設	106,307	106,361	77,981	
介護給付費合計	836,457	852,151	849,020	

介護予防給付費の推計(年額)

(単位：千円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス			
訪問介護	7,420	7,995	8,288
訪問入浴介護	0	0	0
訪問看護	5,458	5,839	5,944
訪問リハビリテーション	0	0	0
居宅療養管理指導	846	830	881
通所介護	31,962	33,536	34,380
通所リハビリテーション	6,918	7,359	7,714
短期入所生活介護	0	0	0
短期入所療養介護	77	77	77
特定施設入所者生活介護	22,702	22,707	23,375
福祉用具貸与	2,322	2,441	2,479
福祉用具販売	316	314	315
住宅改修	1,091	953	941
介護予防支援	6,222	6,482	6,691
介護予防給付費合計	85,335	88,534	91,086
総給付費(介護給付 + 予防給付)	921,792	940,685	940,106

(3) 標準給付費の見込み

標準給付費は、介護サービスを利用した場合の自己負担分(利用料)等を除いた給付費で、介護保険料の算定の基礎となるものであり、平成21年度から平成23年度までの3年間の見込額から算出します。

(単位：千円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
総給付費	921,792	940,685	940,106	2,802,583
特定入所者介護サービス費	49,777	50,797	50,767	151,341
高額サービス費	24,844	25,354	25,338	75,536
審査支払手数料	966	986	985	2,937
標準給付費(合計)	997,379	1,017,821	1,017,196	3,032,396

(4) 地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

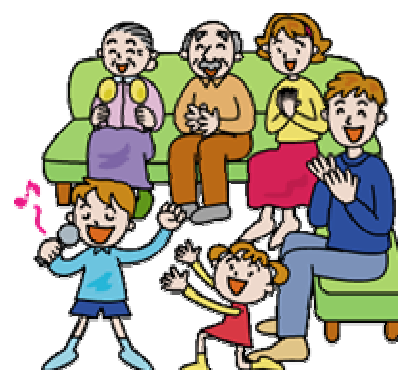
区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
地域支援事業費	29,892	30,505	30,486	90,884
保険給付費見込額に対する割合	3.0%以内			

(5) 第1号被保険者保険料の設定

平成21年度から平成23年度までの標準給付費見込額等を基に積算した第4期計画期間における第1号被保険者保険料は、介護報酬改定に伴う保険料の急激な上昇の抑制を図るため、平成21年度は改定による上昇分の全額、平成22年度は改定による上昇分の半額について国費により軽減され、計画期間内の保険料軽減額は1年あたり基準月額で49円(年額588円)となり、軽減後の基準月額を3,900円(年額46,800円)と設定します。

第4期計画期間(平成21年度～平成23年度)の第1号被保険者保険料

区 分	年額保険料 (月額)	負担割合
第1段階	23,400円 (1,950円)	基準額 × 0.5
第2段階	23,400円 (1,950円)	基準額 × 0.5
第3段階	35,100円 (2,925円)	基準額 × 0.75
第4段階	本人が町民税非課税で合計所得額 + 課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.91
	本人が町民税非課税で上記以外の方	46,800円 (3,900円)
第5段階	54,288円 (4,524円)	基準額 × 1.16
第6段階	58,500円 (4,875円)	基準額 × 1.25
第7段階	70,200円 (5,850円)	基準額 × 1.5



**第4期当別町高齢者保健福祉計画
当別町介護保険事業計画**

平成21年3月発行

編集 当別町福祉部福祉課

〒061-0234 石狩郡当別町西町 32 番地 2
当別町総合保健福祉センター内

電話 0133 - 23 - 3029

FAX 0133 - 25 - 5018